

# しゅうしんワイド

5年ごと利差配当付引受基準緩和型終身保険(低解約返戻金型)

## 目次

「ご契約のしおり(抜粋版)」	……P.1～2
「契約概要」	……P.3～4
「注意喚起情報」	……P.5～6

## 朝日生命 お客様サービスセンター

 **0120-714-532** 受付時間 月曜日～金曜日 9:00～17:00 〔但し、祝日、12月31日～1月3日を除く〕  
土曜日 9:00～12:00、13:00～17:00

(引受保険会社)

 **朝日生命保険相互会社**

本社 / 〒100-8103 東京都千代田区大手町2-6-1

 **0120-714-532**

受付時間: 月曜日～金曜日 / 9:00～17:00  
土曜日 / 9:00～12:00、13:00～17:00  
(但し、祝日、12月31日～1月3日を除く)

## お客様の個人情報の取り扱いについて

### 1. 朝日生命における個人情報の利用目的について

保険契約等申し込みの際に、お客様からいただいた個人情報は、以下の目的で利用させていただきます。

- 朝日生命の保険契約のお引き受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い
- 朝日生命または関連会社・提携会社の各種保険商品・金融商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
- 朝日生命の業務の情報提供・運営管理、市場調査、商品・サービスの開発・研究

※朝日生命の個人情報のお取り扱いにつきましては、朝日生命ホームページ (<http://www.asahi-life.co.jp>) にも掲載しておりますので合わせてご確認ください。

### 2. 朝日生命における機微(センシティブ)情報の取り扱いについて

被保険者等の身体、健康情報に関する保健医療等の情報は、保険業法施行規則により利用目的が限定されており、朝日生命業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的のために取得、利用させていただきます。

### 3. 契約内容登録制度・契約内容照会制度・支払査定時照会制度について

朝日生命は、生命保険制度が健全に運営され、保険金および入院給付金等のお支払いが正しく確実に行われるよう、「契約内容登録制度」、「契約内容照会制度」および「支払査定時照会制度」に基づき、下記の通り、朝日生命の保険契約等に関する所定の情報を特定の者と共同して利用しております。

#### (1) 契約内容登録制度・契約内容照会制度について

お客様のご契約内容が登録されることがあります。

○朝日生命は、(一社)生命保険協会、(一社)生命保険協会加盟の他の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会(以下「各生命保険会社等」といいます)とともに、保険契約もしくは共済契約または特約付加(以下「保険契約等」といいます)のお引き受けの判断あるいは保険金、給付金もしくは共済金等(以下「保険金等」といいます)のお支払いの判断の参考とすることを目的として、「契約内容登録制度」(全国共済農業協同組合連合会との間では「契約内容照会制度」といいます)に基づき、朝日生命の保険契約等に関する下記の登録事項を共同して利用しております。

○保険契約等のお申し込みがあった場合、朝日生命は、(一社)生命保険協会に、保険契約等に関する下記の登録事項を登録します。ただし、保険契約等をお引き受けできなかったときは、その登録内容は消去されます。(一社)生命保険協会に登録された情報は、同じ被保険者について保険契約等のお申し込みがあった場合または保険金等のご請求があった場合、(一社)生命保険協会から各生命保険会社等に提供され、各生命保険会社等において、保険契約等のお引き受けまたはこれらの保険金等のお支払いの判断の参考とさせていただくために利用されることがあります。なお、登録の期間、お引き受けおよびお支払いの判断の参考とさせていただく期間は、契約成立日、復活の日、復旧の日、増額の日または特約の中途付加の日から5年間(被保険者が15歳未満の保険契約等については、「契約成立日等から5年間」と「契約成立日等から被保険者が15歳に到達するまでの期間」のいずれか長い期間)とします。各生命保険会社等はこの制度により知り得た内容を、保険契約等のお引き受けおよびこれらの保険金等のお支払いの判断の参考とする以外に用いることはありません。また、各生命保険会社等は、この制度により知り得た内容を他に公開いたしません。

○朝日生命の保険契約等に関する登録事項については、朝日生命が管理責任を負います。保険契約者または被保険者は、朝日生命の定める手続きに従い、登録事項の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、個人情報の保護に関する法律に違反して登録事項が取り扱われている場合、朝日生命の定める手続きに従い、利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることができます。上記各手続きの詳細については、お客様サービスセンターにお問い合わせください。

#### 【登録事項】

次の事項が登録されます。

- (1) 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所(市・区・郡までとします)
- (2) 死亡保険金額(死亡給付金額)および災害死亡保険金額
- (3) 入院給付金の種類および日額
- (4) 契約成立日(復活の日、復旧の日、増額の日および特約の中途付加の日)
- (5) 取扱会社名

その他、正確な情報の把握のため、ご契約およびお申し込みの状態に関して相互に照会することがあります。

○「契約内容登録制度・契約内容照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、(一社)生命保険協会ホームページ(<http://www.seiho.or.jp/>)の「加盟会社」をご参照ください。

#### (2) 支払査定時照会制度について

保険金等のご請求に際し、お客様のご契約内容等を照会させていただくことがあります。

○朝日生命は、(一社)生命保険協会、(一社)生命保険協会加盟の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会(以下「各生命保険会社等」といいます)とともに、お支払いの判断または保険契約もしくは共済契約等(以下「保険契約等」といいます)の解除、取消しもしくは無効の判断(以下「お支払い等の判断」といいます)の参考とすることを目的として、「支払査定時照会制度」に基づき、朝日生命を含む各生命保険会社等の保有する保険契約等に関する下記相互照会事項記載の情報を共同して利用しております。

○保険金、年金または給付金(以下「保険金等」といいます)のご請求があった場合や、これらに係る保険事故が発生したと判断される場合に、「支払査定時照会制度」に基づき、相互照会事項の全部または一部について、(一社)生命保険協会を通じて、他の各生命保険会社等に照会をなし、他の各生命保険会社等から情報の提供を受け、また他の各生命保険会社等からの照会に対し、情報を提供すること(以下「相互照会」といいます)があります。相互照会される情報は下記のものに限定され、ご請求に係る傷病名その他の情報が相互照会されることはありません。また、相互照会に基づき各生命保険会社等に提供された情報は、相互照会を行った各生命保険会社等によるお支払い等の判断の参考とするため利用されることがありますが、その他の目的のために利用されることはありません。照会を受けた各生命保険会社等において、相互照会事項記載の情報が存在しなかったときは、照会を受けた事実は消去されます。各生命保険会社等は「支払査定時照会制度」により知り得た情報を他に公開いたしません。

○朝日生命が保有する相互照会事項記載の情報については、朝日生命が管理責任を負います。保険契約者、被保険者または保険金等受取人は、朝日生命の定める手続きに従い、相互照会事項記載の情報の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、個人情報の保護に関する法律に違反して相互照会事項記載の情報が取り扱われている場合、朝日生命の定める手続きに従い、当該情報の利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることができます。上記各手続きの詳細については、お客様サービスセンターにお問い合わせください。

#### 【相互照会事項】

次の事項が相互照会されます。ただし、契約消滅後5年を経過したご契約に係るものは除きます。

- (1) 被保険者の氏名、生年月日、性別および住所(市・区・郡までとします。)
- (2) 保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日および対象となる保険事故(左記の事項は、照会を受けた日から5年以内のものとして。)
- (3) 保険種類、契約成立日、復活の日、消滅日、保険契約者の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金等受取人の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金額、給付金日額、各特約内容、保険料および払込方法

上記相互照会事項において、被保険者、保険事故、保険種類、保険契約者、死亡保険金、給付金日額、保険料とあるのは、共済契約においてはそれぞれ、被共済者、共済事故、共済種類、共済契約者、死亡共済金、共済金額、共済掛金と読み替えます。

○「支払査定時照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、(一社)生命保険協会ホームページ(<http://www.seiho.or.jp/>)の「加盟会社」をご参照ください。

この商品に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。(一社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。(ホームページアドレス <http://www.seiho.or.jp/>)

なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。



## ご契約のしおり(抜粋版)

これはご契約にともなう大切なことがらについて記載した「ご契約のしおり」の抜粋となります。お申し込みを受け付けられたのち、「ご契約のしおり-定款・約款」をお送りしますので、再度ご確認ください。「ご契約のしおり-定款・約款」はお申し付けいただければ事前に送付させていただきます。また、「ご契約のしおり-定款・約款」につきましては、朝日生命のホームページ(<http://www.asahi-life.com.jp/>)にも掲載しております。

### お知らせとお願い

1. 保険契約締結の「媒介」と「代理」について  
生命保険募集人が保険契約締結の「媒介」を行う場合は、保険契約のお申し込みに対して保険会社が承諾したときに保険契約は有効に成立します。  
生命保険募集人が保険契約締結の「代理」を行う場合は、生命保険募集人が保険契約のお申し込みに対して承諾をすれば保険契約は有効に成立します。
2. 生命保険募集人について  
○募集代理店の担当者(生命保険募集人)は、お客様と朝日生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客様からの保険契約のお申し込みに対して朝日生命が承諾したときに有効に成立します。また、ご契約の成立後にご契約内容の変更等をされる場合にも、原則としてご契約内容の変更等に対する朝日生命の承諾が必要になります。  
○募集代理店の担当者(生命保険募集人)には、告知をお受けできる権利(告知受領権)がないため、**募集代理店の担当者に口頭でお話しされても告知いただいたことにはなりません。**
3. クーリング・オフ制度(ご契約のお申し込みの撤回等)について  
○生命保険契約は長期にわたる契約ですから、ご契約に際しては、十分ご検討くださいますようお願いいたします。  
○申込者または保険契約者は、保険契約の申込日、クーリング・オフ制度に関する事項を記載した書面(「ご契約のしおり」・「注意喚起情報」)を受け取った日(注1)または第1回保険料相当額の領収日(注2)のいずれか遅い日(「責任開始に関する特約」を付加した場合は保険契約の申込日、またはクーリング・オフ制度に関する事項を記載した書面(「ご契約のしおり」・「注意喚起情報」)を受け取った日のいずれか遅い日)から、その日を含めて**8日以内**であれば、書面によりご契約のお申し込みの撤回またはご契約の解除をすることができます。  
(注1)「ご契約のしおり(抜粋版)」を受け取った場合は、「ご契約のしおり(抜粋版)」を受け取った日を含みます。  
(注2)第1回保険料相当額を口座振込みでお払込みいただいた場合は朝日生命着金日とします。なお、お申込内容の変更等に伴い、後日、追加で保険料のお払込みをいただいた場合でも、当初の領収日とします。  
○お申し込みの撤回等は書面発信時(郵便の消印日付)に効力を生じますので、郵便により下記「朝日生命 金融代理店業務グループ」宛発信してください。この場合、書面には、以下の事項を全て記載し、お申し込みの撤回等をする旨、明記してください。  
●お申し出方法

#### <書面に記載いただく事項>

- ①お申し込みを撤回する意思 ②申込者氏名(自署)・住所・電話番号 ③申込番号(「契約申込書(保険契約者様控)」の上部10桁の数字) ④保険料  
⑤取扱代理店名 ⑥申込日 ⑦申出日 ⑧返金先口座(銀行名、支店名、店番、預金種目、口座番号、口座名義人(フリガナ))

※個人情報保護の観点から、封書によりお申し出いただきますようお願いいたします。

※⑧の返金先口座は、すでに保険料をお払込みいただいた場合のみご記入ください。

#### <書面の郵送先>

〒206-8611 東京都多摩市鶴牧1-23 朝日生命 金融代理店業務グループ

- お申し込みの撤回等があった場合、朝日生命は、申込者等に領収金額を全額お返しいたします。申込者等から特に申し出のない場合は、あらかじめご指定いただいた保険料の振替口座へ返金いたします。なお、返金できる申込者等の口座をあらかじめご指定いただいていない場合は、返金する口座を別途ご指定いただきます。
- 朝日生命は、申込者等に対し、お申し込みの撤回等に関して損害賠償または違約金その他の金銭の支払いを請求いたしません。
- お申し込みの撤回等の書面発信時に保険金等のお支払事由が生じている場合は、お申し込みの撤回等の効力は生じません。ただし、お申し込みの撤回等の書面発信時に、申込者等が保険金等のお支払事由が生じていることを知っている場合を除きます。  
次の場合にはお申し込みの撤回等のお取り扱いをいたしません。  
●申込者等が法人(会社)または個人事業主(雇用主)の場合  
●朝日生命が指定した医師の診査が終了した場合
4. 現在ご契約の保険契約を解約、減額することを前提に、新たな保険契約のお申し込みをご検討されている方へ  
○一般的に次の点について、**保険契約者にとって不利益となります。**  
●多くの場合、返戻金は、お払込保険料の累計額より少ない金額となります。特に、ご契約後短期間で解約されたときの返戻金は、まったくないか、あってもごくわずかです。  
●一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失うことがあります。  
○**新たにお申し込みの保険契約について、被保険者の健康状態などによりお断りする場合があります。**  
○新たにお申し込みの保険契約について、告知していただいた内容が事実と異なる場合には、保険金等をお支払いできないことがあります。  
○新たにお申し込みの保険契約の責任開始の日からその日を含めて**3年以内**の自殺によりお支払事由が発生したときは、保険金等のお支払いはいたしません。  
○保険料は、保険料算出用利率(予定利率)のほか、将来見込まれる死亡率等により算出しています。保険料算出用利率は、将来の運用収益を見込んであらかじめ一定の割合で割引引く割引率です。現在ご契約の保険契約を解約、減額し、新たな保険契約のお申し込みをされることにより、保険料算出用利率が下がった場合には、保険種類(終身保険等)によっては保険料が引き上げられることがあります。

### ご契約に際して

1. 告知について  
(1)告知義務について  
○**保険契約者(被保険者)には健康状態などについて告知をしていただく必要があります。これを告知義務といいます。**  
生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。したがって、初めから健康状態の良くない方や危険度の高い職業に従事されている方などが無条件でご契約されまると、保険料負担の公平性は保たれません。  
ご契約にあたっては、**過去の傷病歴(傷病名、治療期間等)、現在の健康状態、身体の障がい状態、職業などについて「告知書」(電子機器上の告知画面を含みます。以下、同じとします。)**で朝日生命がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ(告知)ください。  
○告知をお受けできる権利(告知受領権)は、生命保険会社(朝日生命所定の書面「告知書」にご記入いただく場合)および生命保険会社が指定した医師が有しています。募集代理店の担当者(生命保険募集人)には告知をお受けできる権利がないため、**募集代理店の担当者(生命保険募集人)に口頭でお話しされても告知いただいたことにはなりませんので、ご注意ください。**また、募集代理店の担当者(生命保険募集人)が、傷病歴や健康状態などについて事実を告知いただかないよう誘導することはありません。  
○「**現在のご契約の解約、減額を前提とした新たなご契約へのご加入**」をご検討されている方は次のことにご留意ください。  
一般のご契約と同様に告知義務があります。したがって「**現在のご契約の解約、減額を前提とした新たなご契約へのご加入**」の場合は、「**新たなご契約の責任開始の時**」から告知義務違反による解除の規定が適用されます。また、詐欺による契約の取り消しの規定等についても、新たなご契約の締結に際しての詐欺の行為が適用の対象となります。よって、**告知が必要な傷病歴等がある場合は、新たなご契約のお引き受けができなかったり、その告知をされなかったために解除または取り消しとなることもありますので、ご注意ください**ようお願いいたします。
- (2)告知義務違反について  
○もし**事実を告知されなかったり事実と違うことを告知された場合には、ご契約または特約を解除させていただきます。保険金等をお支払いできないことがあります。**  
告知いただくことからは、告知書等に記載してあります。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始の日または復活の日から2年以内であれば、朝日生命は「**告知義務違反**」としてご契約または特約を解除することがあります。  
責任開始の日または復活の日から2年を経過していても、保険金等のお支払事由等が2年以内に発生していた場合には、ご契約または特約を解除することがあります。ご契約または特約を解除した場合には、たとえ保険金等をお支払いする事由が発生していても、これをお支払いすることはできません。また、保険料のお払込みを免除する事由が発生していても、お払込みを免除することはできません。ただし、「**保険金等のお支払事由または保険料の払込免除事由の発生**」と「**解除の原因となった事実**」との間に、全く因果関係が認められない場合には、保険金等をお支払いまたは保険料のお払込みを免除します。  
○ご契約(特約)を解除するときは、返戻金があれば保険契約者にお支払いします。  
○告知にあたり、募集代理店の担当者(生命保険募集人)が、告知をすることを妨げた場合、または告知をしないことや事実でないことを告げることを勧めた場合には、朝日生命はご契約または特約を解除することはできません。ただし、募集代理店の担当者(生命保険募集人)のこうした行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、朝日生命が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、朝日生命はご契約または特約を解除することができます。なお、前記のご契約または特約を解除させていただいた場合以外にも、ご契約または特約の締結状況等により、保険金等をお支払いできないことがあります。  
例えば、「**現在の医療水準では治癒が困難または死亡危険の極めて高い疾患の既往症・現症等について故意に告知をされなかった場合**」等、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取り消しを理由として、保険金等をお支払いできないことがあります。  
この場合、告知義務違反による解除の対象外となる**2年経過後にも取り消しとなる場合があります。**  
**また、すでにお払込みいただいた保険料はお返しいたしません。**
2. 保障の責任開始の時について  
○保険契約は、保険契約者からのお申し込みに対して朝日生命が承諾したときに有効に成立します。承諾をした場合、保障は以下の時から開始します。  
●第1回保険料相当額を口座振込みでお払込みいただいた場合  
お申し込み、告知(診査)ならびに第1回保険料相当額が朝日生命所定の金融機関口座へ着金した日(注)のいずれか遅い日から保険契約上の責任を開始します。  
(注)お申込内容の変更等に伴い、後日、追加で保険料のお払込みをいただいた場合でも、当初のお払込みの時とします。  
●第1回保険料を口座振替でお払込みいただく場合(「責任開始に関する特約」を付加した場合)  
お申し込みと告知(診査)が、ともに完了した時からご契約上の責任を開始します。

○お申し込みいただいたご契約についてお引き受けするか否かを朝日生命が決定する前に被保険者となる方が死亡された場合には、死亡されていないならばご契約をお引き受けしたであろうと認められ、死亡時までにご告知も第1回保険料相当額も受領しているときに限り、ご契約をお引き受けしたものと取り扱います。

<「責任開始に関する特約」について>

- この特約を付加したご契約の第1回保険料は、払込期間(注1)中の振替日に「保険契約者が指定した口座」から振り替えます。
- 振替日に振り替えができなかったときは、翌月の振替日に再度振り替えます。(保険料の払込方法が月払の場合には、第2回保険料とともに振り替えます。)
- 猶予期間(注2)満了日まで、第1回保険料のお払込みがないとき、ご契約は無効となります。この場合、以後、新たに「責任開始に関する特約」・「責任開始に関する特約S」を付加したご契約のお申し込みがあってもお引き受けできない場合があります。
- 第1回保険料をお払込みいただく前に、保険金等の支払事由が発生した場合、お支払いする保険金等から第1回保険料を差し引きます。また、第2回保険料の払込期月の契約応当日が到来している場合には、第2回保険料も差し引きます。なお、お支払いする保険金等が、当該期間までにお払込みいただく必要がある保険料に不足する場合、未払込保険料をお払込みいただきます。
- 第1回保険料をお払込みいただく前に、保険料の払込免除事由に該当された場合には、第1回保険料をお払込みいただくことで、保険料が払込免除となります。なお、第2回保険料の払込期月の契約応当日が到来している場合には、第2回保険料もお払込みいただく必要があります。
- 第1回保険料のお払込み前は、主契約の減額・特約のみの解約・減額ができないなど、朝日生命所定の条件があります。  
(注1)責任開始の日からその翌月末日までをいいます。  
(注2)払込期間の翌月1日から末日までをいいます。

## 保険金等をお支払いできない場合について

(保障内容につきましては、「契約概要」をご参照ください)

### 1. ご留意事項

- この保険は、健康上の理由(持病・既往症)により、通常の保険にご加入いただけない方のために設計された引受基準緩和型の終身保険(低解約返戻金型)です。そのため、朝日生命の他の終身保険に比べて保険料が高額となっています。
- 健康状態によっては、当保険よりも保険料が割安な朝日生命の他の終身保険にご加入いただける場合があります。
- 第1保険年度(責任開始の日から契約成立日の1年後の応当日の前日までの期間)中に支払事由に該当した場合の保険金は、「責任開始以後の不慮の事故による傷害を直接の原因とする場合」または「責任開始以後の感染症を直接の原因とする場合」を除いて、保険金額の50%削減支払となります。
- 引受基準緩和型終身保険(低解約返戻金型)には、満期保険金はありません。また、延長保険への変更、保険料払込期間の変更のお取り扱いはありません。

### 2. 保険金等をお支払いできない場合について

#### (1) 免責事由に該当した場合

##### ○死亡保険金について

被保険者が次のいずれかによって死亡されたとき

- ・保険契約者または死亡保険金等受取人の故意
  - ・責任開始の日(復活の日)からその日を含めて3年以内の自殺
  - ・戦争その他の変乱(注)
- ただし、精神疾患などによる自殺については保険金等をお支払いする場合があります。

(注)お支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合には、保険金等の金額の一部または全部をお支払いします。

#### (2) 告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約が解除された場合

「ご契約に際して」の「1.(2)告知義務違反について」をご参照ください。

#### (3) 重大事由によりご契約が解除された場合

朝日生命は、次のいずれかの重大事由が生じたときには、ご契約を解除します。

- ① 保険契約者、被保険者(死亡保険金の場合は、被保険者を除きます。)または保険金等受取人が、保険金等を詐取する目的もしくは他人に詐取させる目的で事故招致(未遂を含む)をしたとき
- ② 保険金等のご請求に関して、保険金等の受取人に詐欺行為(未遂を含む)があったとき
- ③ 他のご契約との重複によって、被保険者にかかる保険金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
- ④ 保険契約者、被保険者または保険金等受取人が、次のいずれかに該当するとき
  - ・暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること
  - ・反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
  - ・反社会的勢力を不当に利用していると認められること
  - ・保険契約者または保険金等受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
  - ・その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- ⑤ 次の事由などにより、保険契約者、被保険者または保険金等受取人に対する信頼を損ない、かつ、このご契約を継続することを期待しえない上記①～④と同等の事由があるとき
  - ・このご契約に付加されている特約または他のご契約が重大事由により解除されたとき
  - ・保険契約者、被保険者または保険金等受取人のいずれかが他の保険会社等との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

重大事由が生じた時から解除までの間に、保険金等のお支払事由または保険料のお払込みの免除事由が生じていたときは、朝日生命は保険金等のお支払いまたは保険料のお払込みの免除を行いません。すでに保険金等をお支払いしていたときでも、その返還を請求することができ、また、すでに保険料のお払込みを免除していたときでもその保険料のお払込みを求めることができます。なお、ご契約を解除した場合にお支払いする返戻金があるときは、その金額を保険契約者にお支払いします。

#### (4) 詐欺による取り消し、不法取得目的による無効の場合

##### ○詐欺による取り消しについて

保険契約者または被保険者の詐欺により、朝日生命がご契約のお申し込みを承諾したときは、ご契約を取り消し、お払込みいただいた保険料は払戻しいたしません。

##### ○不法取得目的による無効について

朝日生命は、ご契約の加入状況、ご契約成立後の保険金等の請求の状況などから判断して、保険契約者が保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的でご契約を締結(または復活等)されたものと認められる場合は、そのご契約は無効とし、お払込みいただいた保険料は払戻しいたしません。

#### (5) ご契約が失効した場合

「失効」については「保険料のお払込み」の「2. 保険料払込みの猶予期間と失効について」をご確認ください。

## 保険料のお払込み

### 1. 保険料の払込方法について

保険料の払込方法は、朝日生命が提携している金融機関等で保険契約者が指定された口座から、保険料が自動的に振り替えられる口座振替型となります。ついては振替日の前日までにご指定の口座に保険料をお預け入れください。なお、お払込みいただいた保険料について、保険料領収証は発行いたしません。

### 2. 保険料払込みの猶予期間と失効について

保険料は払込期月中にお払込みください。払込期月中にお払込みがない場合でも、次の猶予期間があります。なお、お払込みがないまま猶予期間が経過すると、失効となり、ご契約の効力がなくなります。

#### (1) 年払契約の場合

払込期月の翌月1日から翌々月の契約成立日の応当日(月単位)までとなります。応当日(月単位)がない場合は、その月の末日までとします(ただし、契約成立日の応当日が2月、6月、11月の各末日の場合には、それぞれ4月、8月、1月の各末日までです。)

#### (2) 月払契約の場合

払込期月の翌月1日から末日までとなります。

### 3. ご契約の復活について

万一、ご契約の効力がなくなった場合でも、ご契約の復活ができます。失効した日からその日を含めて3か月以内なら朝日生命の定めるお手続きをとっていただき、ご契約の復活をお申し込みすることができます。この場合には、復活に伴う所定の金額のお払込みに先立って、あらかじめ告知等をしていただきます。なお、被保険者の健康状態などによっては、ご契約の復活をお断りすることがあります。朝日生命が復活のお申し込みを承諾したときは、その承諾した日を含む月の翌月末日までに所定の金額をお払込みいただけます。このお払込みのあった時からご契約は効力を復活するものとし、その日を復活の日といえます。

#### ●ご留意ください

復活に際して告知していただいた内容が事実と異なる場合には、保険金等をお支払いできない場合があります。

また、復活の日からその日を含めて3年以内被保険者が自殺されたとき等、免責事由に該当する場合には、保険金等をお支払いできません。

### 4. 保険料のお払込みが不要となった場合のお取り扱いについて

保険料の払込方法(回数)が年払のご契約で保険料をお払込みいただいた後に、ご契約の消滅等(注1)により、保険料のお払込みが不要となった場合は、次のようなお取り扱いとなります。

#### <お支払いする額>

すでに払込まれた保険料(注2)のうち、保険料のお払込みが不要となった日の翌日以後最初に到来する契約応当日(月単位)からその月ごとの応当日の属する保険料払込期間の末日までの月数に対応する保険料相当額

(注1)ご契約の消滅等には、ご契約の減額等を含みます。

(注2)保険料の一部のお払込みを要しなくなった場合は、そのお払込みを要しなくなった部分に限ります。

#### ●ご留意ください

払込方法(回数)が月払のご契約については、上記「保険料のお払込みが不要となった場合のお取り扱い」はありません。



## 契約概要

必ずお読みください

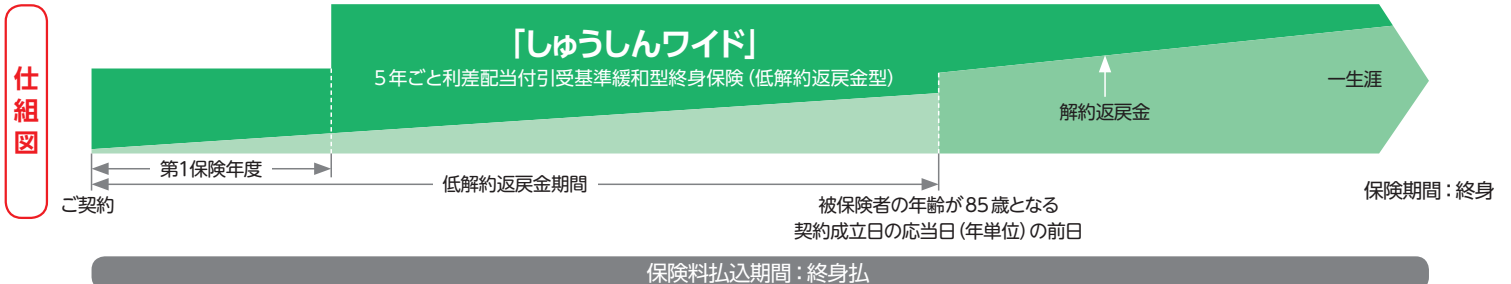
この「契約概要」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、ご契約のお申し込みの際に特にご留意いただきたい事項を記載しております。内容をご確認・ご了承のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。「契約概要」に記載のお支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表事例を示しております。お支払事由の詳細や制限事項等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等については、「ご契約のしおり-定款・約款」に記載しておりますので、ご確認ください。

### 1 引受保険会社の名称と住所等について

■名称 朝日生命保険相互会社  
■住所 〒100-8103 東京都千代田区大手町2-6-1  
お客様サービスセンター ☎0120-714-532 ホームページアドレス: <http://www.asahi-life.co.jp>

### 2 商品の特長としくみについて

■商品名称 「しゅうしんワイド」  
■正式名称 5年ごと利差配当付引受基準緩和型終身保険(低解約返戻金型)  
■特徴 この保険は、被保険者が死亡された場合の一生の保障を一時金にてご準備いただける商品です。



(注) 第1保険年度とは、責任開始の日から、契約成立日の1年後の応当日の前日までの期間のことをいいます。  
第1保険年度中の死亡保険金は、「責任開始以後の不慮の事故による傷害を直接の原因とする場合」または「責任開始以後の感染症を直接の原因とする場合」を除いて、保険金額の50%削減支払となります。

■お取り扱い(募集代理店によって異なります)

死亡保険金額	30歳～64歳 100万円～300万円、65歳～79歳 50万円～300万円 ※朝日生命の同種の保障(引受基準緩和型終身保険、引受基準緩和型定期保険)を通算して、1,500万円限度となります。
契約年齢	30歳～79歳 ※契約年齢はご契約日における満年齢で計算しますが、1年末満の端数が6か月を超えるときは満年齢に1歳を加えます。
保険期間	終身
保険料払込期間	終身払
保険料払込方法(回数)	<input type="checkbox"/> 座振替扱(月払・年払)

### 3 ご契約のお引き受けについて

- 告知書の質問事項の「はい」に該当する方はお引き受けできません。
- 5つの告知にすべて該当しない場合でも、ご職業、過去の契約状況等によりご加入できないことがあります。
- 日本国内にお住まいの方のご契約のみ、お引き受けいたします(ご契約後の転居につきましては、国内外を問わず保障は継続いたします)。
- その他朝日生命の基準により、他の保険契約者との公平性を保つためご契約をお引き受けできないことがあります。

### 4 保障内容

<5年ごと利差配当付引受基準緩和型終身保険(低解約返戻金型)>

■お支払事由は以下のとおりです。詳しくは「ご契約のしおり-定款・約款」をご確認ください。

お支払いする保険金	お支払事由	受取人
死亡保険金	被保険者が責任開始の時以後保険期間中に死亡されたとき ※第1保険年度(責任開始の日から契約成立日の1年後の応当日の前日までの期間)中に支払事由に該当した場合の保険金は、「責任開始以後の不慮の事故による傷害を直接の原因とする場合」または「責任開始以後の感染症を直接の原因とする場合」を除いて、保険金額の50%削減支払となります。	死亡保険金受取人

・この保険は、健康上の理由(持病・既往症)により、通常の保険にご加入いただけない方のために設計された引受基準緩和型の終身保険(低解約返戻金型)です。そのため、朝日生命の他の終身保険に比べて保険料が割高となっています。  
・健康状態によっては、当保険よりも保険料が割安な朝日生命の他の終身保険にご加入いただける場合があります。

■保障内容に関する注意事項

- この保険には、満期保険金はありません。また、延長保険への変更、保険料払込期間の変更のお取り扱いはありません。
- この保険は、低解約返戻金期間中の解約返戻金額の水準を低く設定することで、保険料を割安にしています。
- 低解約返戻金期間は、被保険者の年齢が85歳となる契約成立日の応当日(年単位)の前日までの期間とします。
- 低解約返戻金期間経過後でも、次の場合には解約返戻金の金額を抑制します。
  - ・被保険者の年齢が85歳となる契約成立日の応当日(年単位)を含む払込期月までの保険料が払い込まれていないとき。

### 5 特約について

引受基準緩和型終身保険(低解約返戻金型)には、リビング・ニーズ特約、指定代理請求特約(2016)を付加することができます。

<リビング・ニーズ特約>

- 被保険者の「余命が6か月以内」<sup>(注)</sup>と判断される場合に、特約保険金受取人からのご請求により、死亡保険金の一部または全部に代えて、この特約による保険金を特約保険金受取人にお支払いする特約です。  
(注)余命が6か月以内とは、日本で一般に認められた医療による治療を行っても、余命が6か月以内であることを意味します。
- 特約保険金をお支払いしたときは、指定保険金額の部分については特約保険金の請求日にさかのぼって消滅します。なお、残った部分の保障は継続します。
- リビング・ニーズ特約の特約保険金としてお支払いする金額は、朝日生命の定めるところにより特約保険金の請求日から6か月間の指定保険金額に対応する所定の「利息」および「保険料相当額」を、指定金額から差し引いた金額となります。
- この特約の保険料は不要です。
- この特約を解約することはできませんが、返戻金はありません。
- 引受基準緩和型終身保険(低解約返戻金型)に付加した場合、第1保険年度中のご請求はお取り扱いしません。

<指定代理請求特約(2016)>

- 保険金等の受取人となる被保険者が保険金等をご請求できない事情<sup>(注)</sup>があるときに、指定代理請求人が被保険者に代わって保険金等をご請求することができる制度です。  
(注)事故や病気により意識不明の状態で意思表示ができない場合など

- 指定代理請求人に保険金等をお支払いした場合、それ以後に重複してその保険金等のご請求を受けてもお支払いいたしません。
- 指定代理請求人に保険金等をお支払いした場合、朝日生命は保険契約者または被保険者にその旨をご連絡いたしませんので、保険契約者または被保険者が認識しないまま、ご契約の全部または一部が消滅する場合があります。
- 保険契約者または被保険者からご契約内容について朝日生命宛ご照会を受けたときは、保険金等のお支払いをしていること、またはご契約の一部が消滅していること等を回答せざるを得ない場合があります。このため、被保険者本人がご自身の健康状態(被保険者の病名ががんであることなど)について知る可能性がありますので、お含み置きください。

## 6 保険料について

- 具体的な保険料については、商品パンフレット等をご確認ください。
- 保険料の払込方法(回数)が年払のご契約が、払い込まれた保険料により保障される期間の途中で、解約等により消滅したときまたは保険料のお払込みが免除されたときに、保険料の未経過分に相当する返還金がある場合にはその返還金をお支払いします。

## 7 配当金について

- 配当金は、資産の運用成果を5年ごとに通算して剰余金が生じた場合、保険契約者に公平に分配され、通常ご契約後6年目から5年ごとにお支払いします。
- 配当金は、金利水準等により変動(増減)しますので、決算実績によっては配当金をお支払いできないことがあります。

## 8 生命保険料控除制度について

- 「生命保険料控除制度」とは、お払込みいただいた保険料について、その一定額を保険契約者のその年の所得から控除し、所得税と住民税の負担を軽減する制度です。
  - 「生命保険料控除制度」により所得から控除される金額は、お払込みいただいた保険料を主契約・特約の内容に応じて、「控除証明区分」ごとに区分し、算出します。
  - この保険契約の「控除証明区分」は、「一般生命保険料」となります。
- ※税務のお取り扱いについては、平成29年5月現在の税制に基づいて記載しております。将来的に税制が変更され、お取り扱いが変わる場合があります。なお、個別のお取り扱い等につきましては、所轄の税務署もしくは税理士等にご確認ください。

## 9 保険料お払込みの猶予期間と失効、復活について

- 保険料は払込期月中にお払込みください。払込期月中にお払込みがない場合でも、次の猶予期間があります。なお、お払込みがないまま猶予期間が経過すると、失効となり、ご契約の効力がなくなります。
  - (1) 年払の場合  
払込期月の翌月1日から翌々月の契約成立日の応当日(月単位)までとなります。応当日(月単位)がない場合は、その月の末日までとします(ただし、契約成立日の応当日が2月、6月、11月の各末日の場合には、それぞれ4月、8月、1月の各末日までです。)
  - (2) 月払の場合  
払込期月の翌月初日から末日までとなります。
- 失効した日からその日を含めて3か月以内なら、朝日生命の定めるお手続きを取っていただき、ご契約の復活をお申し込みすることができます。この場合には、復活に伴う所定の金額のお払込みに先立って、あらためて告知または朝日生命指定の医師による診査をしていただきます。なお、被保険者の健康状態によっては、ご契約の復活をお断りすることがあります。
- 「責任開始に関する特約」を付加したご契約で、第1回保険料のお払込みがないまま猶予期間を経過した場合は、復活のお取り扱いはいたしません。
- 「責任開始に関する特約」を付加したご契約の第1回保険料のお払込みがなく、ご契約が消滅した場合、新たに「責任開始に関する特約」・「責任開始に関する特約S」を付加した保険契約のお申し込みがあっても、お引き受けできない場合があります。

## 注意喚起情報

必ずお読みください

■この「注意喚起情報」は、ご契約の申し込みに際して特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了承のうえ、お申し込みください。

◇以下は、お客様にとって不利益となる事項が記載されていますので、特にご留意ください。



- 6. 保険金等をお支払いできない場合について
- 8. 現在のご契約を新たなご契約に見直す場合のご留意事項
- 9. 解約と返戻金について

■ご契約の際には「ご契約のしおり・定款・約款」とあわせて内容をご確認いただいたうえ、大切に保管してください。

◇「ご契約のしおり・定款・約款」はお支払事由および制限事項の詳細など、ご契約について大切な事項や必要な保険の知識などを説明しています。

### 1 クーリング・オフ制度（ご契約のお申し込みの撤回等）について

■申込者または保険契約者は、保険契約の申込日、クーリング・オフ制度に関する事項を記載した書面（「ご契約のしおり」（「ご契約のしおり（抜粋版）」を含みます）・「注意喚起情報」）を受け取った日または第1回保険料相当額が朝日生命所定の金融機関口座へ着金した日のいずれか遅い日（「責任開始に関する特約」を付加した場合は保険契約の申込日、またはクーリング・オフ制度に関する事項を記載した書面（「ご契約のしおり」・「注意喚起情報」）を受け取った日のいずれか遅い日）から、その日を含めて**8日以内**であれば、書面によりご契約の撤回またはご契約の解除をすることができます。

■お申し込みの撤回等は**書面の発信時（郵便の消印日付）に効力を生じます**ので、郵便により次の①～③の内容を記載した書面を「朝日生命 金融代理店業務グループ」宛発信してください。

- ①お申し込みの撤回等をする旨の文言
- ②申込者氏名（自署）・住所・電話番号
- ③申込番号（「契約申込書（保険契約者様控）」の上部10桁の数字）・保険料・取扱代理店名・申込日・申出日・返金先口座（銀行名、支店名、店番、預金種目、口座番号、口座名義人（フリガナ））

**【宛先】〒206-8611 東京都多摩市鶴牧1-23 朝日生命 金融代理店業務グループ** ※個人情報保護の観点から、封書によりお申し出いただきますようお願いいたします。

■お申し込みの撤回等があった場合は、朝日生命は、申込者等に領収金額を全額お返しいたします。

■次の場合にはお申し込みの撤回等のお取扱いをいたしません。

- 申込者が法人（会社）または個人事業主（雇用主）の場合 ●朝日生命が指定した医師の診査が終了した場合

### 2 保障の責任開始の時について

■お申し込みいただいたご契約について、朝日生命がお引き受けすることを決定した場合の保障の責任開始の時は、次のとおりです。

- 「責任開始に関する特約」を付加されたご契約の場合には、お申し込みと告知（診査）が、ともに完了した時からご契約上の責任を開始します。

- 上記以外の場合、お申し込みと告知（診査）ならびに第1回保険料相当額のお払込みが完了した時（注）からご契約の責任を開始します。

（注）第1回保険料相当額のお払込みが完了した時とは、第1回保険料充当金を口座振込みでお払込みいただいた場合は朝日生命所定の金融機関口座に着金した日とします。なお、お申込内容の変更等に伴い、後日、追加で保険料のお払込みをいただいた場合でも、当初のお払込みの時とします。

### 3 告知義務について

■**保険契約者や被保険者には朝日生命がおたずねする健康状態などについて告知をしていただく必要があります。これを告知義務といいます。**

- 生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。そのため、健康状態の悪い方や危険度の高い職業に従事されている方などのお申し込みを無条件でお引き受けし、保険契約者間における保険料負担の公平性が保たれません。

- ご契約にあたっては、過去の傷病歴（傷病名・治療期間等）、現在の健康状態、身体の障がい状態、職業などについて**「告知書」（電子機器上の告知画面を含みます。以下、同じとします。）で朝日生命がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ（告知）ください。**

- 告知をお受けできる権利（告知受領権）は、生命保険会社（朝日生命所定の書面「告知書」（ご記入いただく場合）および生命保険会社が指定した医師が有しています。募集代理店の担当者（生命保険募集人）には告知をお受けできる権利がないため、**募集代理店の担当者（生命保険募集人）に口頭でお話しされても告知いただいたことにはなりません。**

■告知いただいた内容が事実と違っていた場合には、**保険金等をお支払いできないことがあります。**

- 告知いただくことからは、告知書に記載しています。これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合には、責任開始の日または復活の日から2年以内であれば、**朝日生命は「告知義務違反」としてご契約または特約を解除することがあります。**

◇責任開始の日または復活の日から2年を経過していても、保険金等のお支払事由等が2年以内に発生していた場合には、**ご契約または特約を解除することがあります。**

◇**ご契約または特約を解除したときは、たとえ保険金等のお支払事由が発生していても、これをお支払いできません。また、保険料の払込免除事由が発生していても、お払込みを免除することはできません。**

ただし、「保険金等のお支払事由または保険料の払込免除事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、「保険金等をお支払い」または「保険料のお払込みを免除」することがあります。

◇ご契約（特約）を解除するときは、返戻金があれば保険契約者にお支払いします。

- ご契約を解除する場合以外にも、ご契約の締結状況等により、保険金等をお支払いできないことがあります。

◇例えば、「現在の医療水準では治療が困難または死亡危険の極めて高い疾患の既往症・現症等について故意に告知をされなかった場合」など、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取り消しを理由として、保険金等をお支払いできないことがあります。この場合、告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後も取り消しとなる場合があります。また、すでにお払込みいただいた保険料はお返ししません。

### 4 ご契約内容等の確認制度について

■ご契約のお申し込みにあたり、後日、朝日生命の職員または朝日生命から委託した担当者が、**お申込内容や告知内容および重要書類の受領の確認のため、保険契約者等に電話や訪問をさせていただく場合があります。**

■保険金等のお支払いおよび保険料払込免除などのご請求に際しても、朝日生命の職員または朝日生命から委託した担当者が**保険金等をお支払いするための確認・照会に訪問をさせていただく場合があります。**

### 5 生命保険募集人について

■募集代理店の担当者（生命保険募集人）は、お客様と朝日生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客様からの保険契約のお申し込みに対して朝日生命が承諾したときに有効に成立します。生命保険募集人に関するお問い合わせは、下記までご連絡ください。

朝日生命 お客様サービスセンター ☎0120-714-532

### 6 保険金等をお支払いできない場合について

次のような場合には、**保険金等をお支払いいたしません。**

■告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約が告知義務違反により解除となった場合

■保険金等を詐取する目的で事故を起こしたときや、保険契約者、被保険者または保険金等受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど重大事由により契約（特約）が解除された場合

■保険料のお払込みがなくご契約が失効した場合

■詐欺によりご契約が取り消しとなった場合

■保険金等の不法取得目的があつてご契約が無効となった場合



- 保険契約者・受取人などの故意により保険金のお支払事由が生じた場合
- 責任開始の日または復活の日から3年以内の自殺の場合
- 戦争その他の変乱の場合

## 7 保険料お払込みの猶予期間と失効・復活について

- 保険料は払込期月中にお払込みください。払込期月中にお払込みがない場合でも、次の猶予期間があります。なお、お払込みがないまま猶予期間が経過すると、失効となり、ご契約の効力がなくなります。
  - (1) 年払の場合  
払込期月の翌月1日から翌々月の契約成立日の応当日(月単位)までとなります。応当日(月単位)がない場合は、その月の末日までとします(ただし、契約成立日の応当日が2月、6月、11月の各末日の場合には、それぞれ4月、8月、1月の各末日までです。)
  - (2) 月払の場合  
払込期月の翌月初日から末日までとなります。
- 失効した日からその日を含めて3か月以内なら、朝日生命の定めるお手続きを取っていただき、ご契約の復活をお申し込みすることができます。この場合には、復活に伴う所定の金額のお払込みに先立って、あらためて告知または朝日生命指定の医師による診査をしていただきます。なお、被保険者の健康状態によっては、ご契約の復活をお断りすることがあります。
- 「責任開始に関する特約」を付加したご契約で、第1回保険料のお払込みがないまま猶予期間を経過した場合は、復活のお取扱いはいたしません。
- 「責任開始に関する特約」を付加したご契約の第1回保険料のお払込みがなく、ご契約が消滅した場合、新たに「責任開始に関する特約」・「責任開始に関する特約S」を付加した保険契約のお申し込みがあっても、お引き受けできない場合があります。

## 8 現在のご契約を新たなご契約に見直す場合のご留意事項

一般的に次の点について、保険契約者にとって不利益となります。

- 多くの場合、返戻金は、お払込保険料の累計額より少ない金額となります。特に、ご契約後短期間で解約された場合の返戻金は、まったくないか、あってもごくわずかです。また、新たにお申込みの契約の責任開始の日からその日を含めて3年以内の自殺により支払事由が発生したときは、保険金等のお支払いはいたしません。
- 一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失うことがあります。
- 新たにお申し込みの保険契約について、被保険者の健康状態等によりお断りする場合があります。
- 新たにお申し込みの保険契約について、告知していただいた内容が事実と異なる場合には、保険金等をお支払いできないことがあります。
- 保険料は、保険料算出用利率(予定利率)のほか、将来見込まれる死亡率等により算出しています。保険料算出用利率は、将来の運用収益を見込んであらかじめ一定の割合で割り引く割引率です。現在ご契約の保険契約を解約、減額し、新たなご契約のお申し込みをされることにより、保険料算出用利率が下がったときは、保険種類(終身保険等)によっては保険料が引き上げられることがあります。

## 9 解約と返戻金について

- ご契約の解約はいつでもお取り扱いできますが、以後の保障はなくなります。
- この保険は、低解約返戻金期間中の解約返戻金額の水準を低く設定することで、保険料を割安にしています。
- 低解約返戻金期間は、被保険者の年齢が85歳となる契約成立日の応当日(年単位)の前日までの期間とします。
- 低解約返戻金期間経過後でも、次の場合には解約返戻金の金額を抑制します。
  - 被保険者の年齢が85歳となる契約成立日の応当日(年単位)を含む払込期月までの保険料が払い込まれていないとき。

## 10 相互会社の社員の権利

- 朝日生命は、ご契約者が社員となり(無配当保険のみのご契約者となられた場合を除く)、会社を構成する相互会社です。
- 朝日生命は、保険業法に基づき、意思決定機関として「総代会」を設置しています。
- 社員の権利には、社員の代表たる総代を選出する社員投票の権利などがあります。

## 11 生命保険契約者保護機構について

- 生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、保険業法等法令に定める手続きを経たうえで、ご契約時にお約束した保険金額等が削減されることがあります。
- 朝日生命は生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。ただし、この場合にも、ご契約時の保険金額などが削減されることがあります。
- 詳細については、生命保険契約者保護機構(TEL 03-3286-2820)までお問い合わせください。  
月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く) 午前9時から正午、午後1時～午後5時 ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp/>

## 12 保険金等のお支払いに関する手続き等の留意事項について

- 保険金等のお支払事由が生じた場合やお支払いの可能性があるとと思われる場合、お支払いに関する手続等でご不明な点が生じた場合は、すみやかにお客様サービスセンターまでお問い合わせください。**
- お支払事由、ご請求手続き、保険金等をお支払いする場合、お支払いできない場合については、「ご契約のしおり-定款・約款」に記載しておりますので、ご確認ください。
- 保険金等のお支払事由が生じたときは、ご加入内容によっては、複数の保険金等のお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。
- 「指定代理請求特約(2016)」を付加されますと被保険者が受取人となる保険金等について、受取人がご請求できない事情があるときは、保険契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した指定代理請求人がご請求することができます。詳しくは「ご契約のしおり-定款・約款」をご確認ください。
- 「指定代理請求特約(2016)」を付加されたときは、指定代理請求人に対し、お支払事由および代理請求できる旨をお伝えください。